

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日出町は、固定資産税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

固定資産税事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、業者の情報保護管理体制を確認し、また特定個人情報の取扱い及び秘密の保持についても契約事項に含めている。

## 評価実施機関名

大分県日出町長

## 公表日

令和8年2月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、土地・家屋・償却資産の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①固定資産税の賦課・減免事務 ②評価証明書等発行事務 ③納税者の宛名情報の特定
③システムの名称	(1)Acrocity固定資産税システム (2)MICJET番号連携サーバ (3)Acrocity行政基本システム (4)中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び第2項並びに別表 24の項 2. 日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条及び別表第二 4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし(固定資産税賦課に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。)  (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 Tel:0977-73-3150
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 Tel:0977-73-3123
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ○ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	日出町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月8日	I 5. ②所属長	税務課長 脇 英訓	税務課長 岡野 修二	事後	
平成28年5月8日	I 1. ③システムの名称	Tops21固定資産税システム	(1)Tops21-e固定資産税システム (2)Tops21-e統合宛名システム (3)Tops21-e共通管理システム (4)中間サーバー	事後	
平成28年5月8日	I 3. 法令上の根拠	別表第一 16の項	第9条第1項及び別表第一 16の項	事後	
平成28年5月8日	I 4. ②法令上の根拠	1. 番号別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 27の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第20条 (主務省令における情報照会の根拠) 第20条	(情報提供の根拠) ・なし(固定資産税賦課に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第20条	事後	
平成30年6月13日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・(略) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 27の項 ・(略)	(情報提供の根拠) ・(略) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 27の項 ・(略)	事後	
平成30年6月13日	I 5. ②所属長の役職名	税務課長 岡野 修二	税務課長	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	なし	項目の追加	事後	新様式への変更
令和2年9月16日	I 1. ③システムの名称	(1)Tops21-e固定資産税システム (2)Tops21-e統合宛名システム (3)Tops21-e共通管理システム (4)中間サーバー	(1)Acrocity固定資産税システム (2)MICJET番号連携サーバ (3)Acrocity行政基本システム (4)中間サーバ	事前	令和2年11月24日より変更
令和2年9月16日	II 1. 対象人数	平成26年11月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年9月16日	II 2. 取扱者数	平成26年11月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 16の項 2. 日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日出町条例第30号)第4条及び別表第二 4の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第二項並びに別表第一 16の項 2. 日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日出町条例第30号)第4条及び別表第二 4の項	事後	
令和3年7月6日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・なし(固定資産税賦課に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第20条	(情報提供の根拠) なし(固定資産税賦課に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 27の項	事後	
令和3年7月6日	II 1. 対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	II 2. 取扱者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和4年10月24日	II 1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和4年10月24日	II 2. 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和5年10月27日	II 1. 対象人数	令和4年7月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年10月27日	II 2. 取扱者数	令和4年7月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和8年2月20日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 16の項 2. 日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日出町条例第30号)第4条及び別表第二 4の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第二項並びに別表 24の項 2. 日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日出町条例第30号)第4条及び別表第二 4の項	事後	
令和8年2月20日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし(固定資産税賦課に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 27の項	(情報提供の根拠) なし(固定資産税賦課に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	事後	
令和8年2月20日	9. 規則第9条第2項の適用				新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	II 1. 対象人数	令和5年8月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和8年2月20日	II 2. 取扱者数	令和5年8月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和8年2月20日	IV 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	IV 8. 人手を介在させる作業判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		日出町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限と	事後	新様式への変更に伴う追加項目